

# 東温市老朽危険空家除却事業について

安心安全な住環境づくりを促進するため、老朽化して倒壊等のおそれのある危険な空家を除却する方に対し、予算の範囲内で、その費用の一部を補助します。

## 《対象となる住宅》

次の1～5の要件をすべて満たすこと。

1. 東温市内にあり、住居の用に供する建築物で、居住その他の使用がされておらず、かつ、今後も住居の用に供される見込みのない住宅。
2. 住宅地区改良法に基づく不良度判定で、評価の合計が100以上のもの。  
(職員が、現地調査を行い判定します。)
3. 建物が2戸以上立ち並んでいる道路の沿道にあること、または、緊急輸送道路の沿道であること。
4. 倒壊すれば、前面の道路を塞ぎ、避難等に支障をきたす恐れがあるもの。  
(道路境界から45°の線を引き、老朽危険空家に干渉)
5. 公共工事による移転、建替えその他の補償の対象になっていないこと。

## 《補助対象者》

1. 市税を滞納していない方。  
(補助対象者と同一世帯の方も市税の滞納がないこと。)
2. 老朽危険空家の所有者、所有者の相続人、または、所有者若しくは相続人から除却について同意を得た方。  
(共有である場合または空家および敷地に所有者以外の権利の設定がある場合は、共有者または権利者から除却について同意が必要です。)
3. 暴力団の構成員及び暴力主義的破壊活動を行う団体等に所属していない方。

## 《補助対象工事》

次の1～6の要件をすべて満たし、令和9年2月末までに工事を完了すること。

1. 建設業の許可または解体工事業の登録を受けた者に請け負わせる除却工事であること。
2. 老朽危険空家の一部を除却する工事でないこと。
3. 家財道具、機械、車両等の動産の処分費用及び地下埋設物(浄化槽等)の除却・処分費用を含まないこと。
4. 樹木の除却及び処分費用を含まないこと。
5. 他の制度等による補助金の交付を受けない除却工事であること。
6. 補助金の交付決定後に着手する除却工事であること。

## 《補助金の額》

次の1または2のいずれか少ない額となります。(80万円を限度とする。)

※消費税および地方消費税は補助対象外です。

1. 補助対象経費の5分の4以内
2. 国土交通省が定める標準建設費の除却工事費(変動有)5分の4以内

## 《募集戸数》

5 件

(先着順ではありません。5件を超える場合は、緊急性の高いものから補助を行います。)

## 《募集期間》

令和8年6月1日(月)から令和8年7月31日(金)

## 《提出書類》

1. 東温市老朽危険空家除却事業事前調査申請書
2. 付近見取図(住宅地図)及び現況写真
3. 登記事項証明書又は固定資産税課税台帳記載事項の証明書
4. 相続人の方は、相続関係の分かる戸籍謄本等
5. 所有者とは別の方が申請される場合は、所有者の委任状
6. 共有者及び所有者以外の権利者がいる場合は、その者の同意書
7. その他市長が必要と認める書類

## 《注意事項》

1. 補助を受けるためには、市へ事前調査申請書を提出し、補助金交付の対象となるか判定を受ける必要があります。(東温市老朽危険空家除却事業事前調査申請書)
2. 事前調査で空家を確認するため、草木等の伐採や衛生危険害虫<蜂やねずみ等>の駆除などをできる限りお願いします。
3. 跡地の適正管理及び有効活用をお願いします。
4. 空家を除却することで、土地の固定資産税額が増額になることがあります。詳しくは税務課までお尋ねください。
5. 交付決定前に、工事の契約または着手された場合は、補助の対象となりません。

**【問合せ先】 東温市 都市整備課 建築住宅係**

TEL 089-964-4412

FAX 089-964-4447